

H S E 株式会社※「(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 3 年 7 月 1 日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき、「(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価準備書」について、H S E 株式会社※に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 4 項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

※令和 3 年 7 月 1 日付け、日立サステナブルエナジー株式会社から H S E 株式会社に変更

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県須賀川市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 23,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成 29 年 1 月 27 日
環境大臣意見受理	平成 29 年 4 月 14 日
経済産業大臣意見発出	平成 29 年 4 月 24 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成 31 年 1 月 23 日
住民意見の概要等受理	平成 31 年 4 月 15 日
福島県知事意見受理	令和 元年 6 月 13 日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 7 月 19 日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2 年 10 月 5 日
住民意見の概要等受理	令和 3 年 1 月 7 日
福島県知事意見受理	令和 3 年 3 月 26 日
環境大臣意見受理	令和 3 年 3 月 30 日
経済産業大臣勧告発出	令和 3 年 7 月 1 日

問合せ先: 電力安全課 沼田、江藤、野田  
電 話: 03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

- ア 本事業の実施に伴う管理用道路の工事期間の一部において、対象事業実施区域周辺の住居における騒音の予測値が現況よりも大幅に増加することとなっている。このため、工事工程の調整や低騒音型の建設機械を使用する等の環境保全措置を確実に実施するとともに、より騒音の発生を低減できる工法の採用を検討すること等により、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。
- イ 本事業は、谷部の集落を挟んで両尾根に風力発電設備が設置され、両尾根上の風力発電設備からの騒音の影響が重なることから、伝搬過程における地形・構造物の影響等、予測の不確実性が大きくなる要因を伴うものとなっている。また、集落との距離が近く、地域住民からも騒音に関する懸念の声がある。このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音について適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

## (2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果について、事業者が参考とした参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が生じる住居への事前説明を十分に実施すること。
- イ 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

## (3) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

本事業の工事計画においては、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により、比較的大きな改変を行う計画となっている。このため、ヤード及び道路等の設計や工法に関して、更に検討を行い、土地の改変を可能な限り減らすとともに、切土量及び盛土量の少量化を図ること等により、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。

## (4) 生態系に対する影響

典型性の注目種については、風力発電の特徴から空間を利用する飛翔性動物の方が影響を受けやすいことから、採餌環境等の生息状況を踏まえ、必要に応じて追加で適切に選定を行い、調査、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。